

令和8年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

新 城 市

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の償却資産（固定資産税）の申告時期がまいりましたので、ご案内いたします。

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、ご提出ください。

提出期限 2月2日(月)

法定申告期限は2月2日(月)となっておりますが、事務処理の都合上、**1月19日(月)まで**に申告していただきますようお願いいたします。

申告書提出先
(及び問い合わせ先)

〒441-1392 新城市字東入船115番地
新城市役所税務課 資産税係
電話 (0536) 23-7615 (直通) FAX (0536) 23-7047

〒441-1692 新城市長篠字仲野16番地11
鳳来総合支所 地域課
電話 (0536) 22-9931 (代表) FAX (0536) 32-1170

〒441-1492 新城市作手高里字縄手上60番地
作手総合支所 地域課
電話 (0536) 25-7875 (代表) FAX (0536) 37-2216

1. 償却資産の申告・提出について

- (1) 提出していただく書類 ◎「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（提出用）
◎「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（提出用）
[2枚目は控えとし、1枚目（提出用）を提出してください]
打ち出されている評価額は、令和7年1月1日現在の評価額です。
前年中に資産の増減がない場合でも必ず提出してください。
- (2) 提出期限 ◎令和8年2月2日（月）（事務処理の都合により **1月19日（月）**までをお願いします）

注 意 事 項

- (1) 決算期以降、賦課期日（令和8年1月1日）現在までの間に取得した資産について、**申告もれのないように**してください。
なお、台帳等が未整理のため令和8年2月2日（月）までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、**必ず修正、追加の申告**をしてください。
- (2) **該当資産のない場合**、又は解散、廃業、休業、移転等の場合でも申告は必要です。申告書の「18 備考欄」にその旨を記入し、申告してください。
- (3) 正当な理由がなく申告しない場合（地方税法第386条、新城市税条例第75条）、又は虚偽の申告をした場合（地方税法第385条）は、過料又は罰金が科せられることがあります。
- (4) 郵送により申告される方で、申告書の控えが必要な場合は、受付印を押して返送しますので**切手を貼った返信用封筒を同封**してください。
- (5) **新たに企業の電算処理により申告書を提出される場合**は、お手数ですが本市から送付した申告書を添付して提出してください。

申告書の提出は便利な電子申告を御利用ください！

- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

* **eLTAX**の御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

- ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> **エルタックス** **検索**
- 電 話：0570 - 081459（ハイシンコク）
IP電話やPHSからは：03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

2. 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは（地方税法第341条第4号、同法第342条）

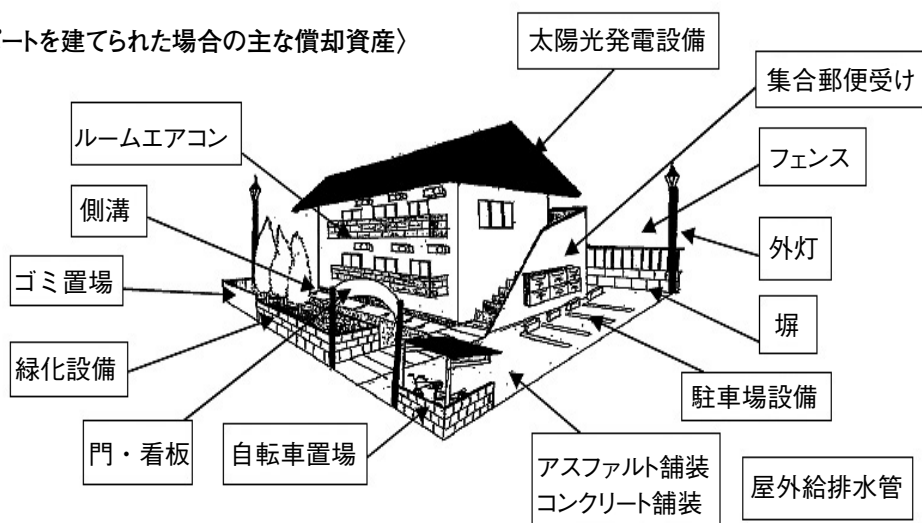
固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権及びその他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体であるものは除かれます。該当するのはおおむね次のような資産です。

業種別の主な償却資産の耐用年数

() 内の数字は、各資産の耐用年数です。

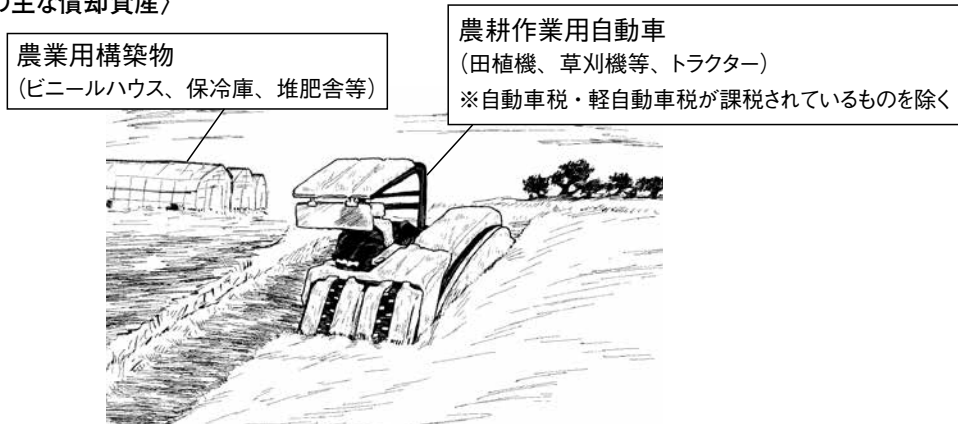
共 通	パソコン（4）、コピー機（5）、ルームエアコン（6）、応接セット（8）、キャビネット（15）、レジスター（5）、看板（10）、舗装路面（10又は15）、LAN設備（10）、受変電設備（15）、その他
農 業	ビニールハウス（主として金属14等）、農機具（トラクター7等）、その他
料理飲食店業	テーブル（5）、椅子（5）、厨房用具（5）、電気冷蔵庫（6）、カラオケ機器（5）、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（6又は8）、電気冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、その他
理容・美容業	理容・美容椅子（5）、洗面設備（5）、消毒殺菌機（5）、サインポール（3）、その他
不動産貸付業	門・塀（15）、緑化施設（20）、太陽光発電設備（17）、その他
駐 車 場 業	柵、照明等の電気設備（10）、機械式駐車場設備（ターンテーブル含む）（10）、その他

〈例：賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産〉



(例) 駐車場アスファルト舗装（10年）、コンクリート舗装（15年）、フェンス（10年）、外灯（10年）、自転車置場（10年）、ゴミ置場（7年）、門・塀・側溝（15年）、緑化設備（20年）、集合郵便受け（7年）、屋外給排水設備（15年）、太陽光発電設備（17年）、ルームエアコン（6年）等

〈例：農業を営む方の主な償却資産〉



(例) ビニールハウス (14年)、動力草刈機 (7年)、育苗機 (7年)、バインダー (7年)、穀物乾燥機 (7年)、動力除草機 (7年)、防除機 (7年)、歩行用トラクター (7年)、歩行用田植機 (7年)、ボイラー (7年)、パソコン (4年) 等

※ () 内の耐用年数は例示となり、構造等によって変更となる場合があります。

資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		内 容 説 明
第1種	構 築 物	駐車場の舗装、門及び塀、貯水池、屋外排水溝、井戸、庭園その他の緑化設備、防壁、鉄塔、トンネル、ダム、防油堤、鉄軌道、広告塔、独立煙突、ビニールハウス、簡易建物等
	建物附属設備 *詳しくは5ページ「(5)家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。	建物所有者が施工した建物附属設備等は家屋として評価するものと償却資産として評価するものに区分されます。本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等で建物の所有者以外のものが施工した場合は償却資産として取り扱う場合があります。
第2種	機 械 及 び 装 置	自動車部品製造設備、金属製品製造設備、電気機器製造設備、食肉加工設備、食品製造設備、その他製造機械設備 旋盤、フライス盤、ボール盤等 クレーン、コンベヤー等 大型特殊自動車 (分類番号0及び00～09・000～099) のものでクレーン車、ブルドーザー、パワーショベル等
第3種	船 舶	ボート、漁船、釣り船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車 (分類番号：9及び90～99・900～999) ※小型特殊自動車でも小型特殊自動車の規格を一つでも超えている場合は大型特殊自動車となり、償却資産の対象となります。
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	工具類、電気機器、ガス機器、パソコン等の事務機器、通信機器、医療機器、陳列ケース、看板、広告器具、ルームエアコン、その他の器具備品等

(2) 申告の必要がある資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- (イ) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
ただし、法人では、取得価額が10万円未満であっても減価償却した資産
- (ロ) 償却済資産 (減価償却が終わった資産)
- (ハ) 簿外資産 (事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産)
- (ニ) 建設仮勘定で計上されている資産 (事業の用に供することができる部分)
- (ホ) 他の事業所に貸し付けてある資産 (リース資産)
- (ヘ) 遊休や未稼働の資産
- (ト) 資本的支出として資産に計上された改良費 (本体部と区分して取得年月日の異なるごとにご申告ください。)

(3) 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (イ) 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車
- (ロ) 取得価額が20万円未満のもので、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (ハ) 無形固定資産（例 特許権、実用新案権、OS（Windows、MacOS等）以外のソフトウェア等）

〈少額資産参考〉

償却方法と取得価額による申告対象一覧

固定資産税（償却資産）において申告対象とならない、いわゆる「少額資産」については

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、
- ② 取得価額20万円未満のうち3年間で一括償却したもの及びリース資産で取得価額20万円未満のもので、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産申告の対象となります。（下図を参照ください。）

また、地方税法施行令第49条ただし書きにより、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入	申告対象外			
②	3年一括償却	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例	申告対象			
⑤	個別減価償却	申告対象			

(4) 所得税・法人税の取扱いと異なる項目

固定資産税の課税対象となる償却資産の範囲、評価方法等について、一部異なる部分がありますので、ご注意ください。

項 目	固 定 資 産 税 の 取 扱 い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の基準日	賦課期日制度（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	原則として、定率法によります。	定率法又は定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません。圧縮前の取得価額としてください。	認められます。
特別償却増償却（租税特別措置法）	認められません。租税特別措置法の規定による特別償却は適用されませんが、一定の資産に対しては、課税標準の特例等の適用があります。	認められます。租税特別措置法の規定による特別償却の適用があります。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額（1円まで）
改良費	区分評価	原則区分評価
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	認められません。	認められます。

(5) 家屋と償却資産の区分表

固定資産税における取り扱いでは、次のとおり家屋と償却資産を区分して評価しています。
 なお、家屋と設備等の所有者が異なる（テナント等）場合は、当該設備はすべて償却資産の申告対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係が同じ場合 (自己所有家屋に取り付けた設備等)		
			家屋 として評価	償却資産 として申告	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電源設備等		○	
	中央監視設備	設備一式		○	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			○
		屋内設備一式	○		
	電力引込設備	引込工事		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備（エレベーター・空調設備用等）	○		
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○
		配管・配線、端子盤等	○		
	LAN 設備	設備一式			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○
		配管・配線等	○		
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			○
配管・配線等		○			
避雷設備	設備一式	○			
火災報知設備	設備一式	○			
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）			○
		局所式給湯設備（ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの）、 中央式給湯設備	○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○
		屋内の配管等	○		
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外の設備	○		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備	○		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○		
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○
		上記以外の設備（給湯室のミニキッチン等）	○		
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			○	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）		○	

(6) 償却資産の非課税（地方税法第348条、同法附則第14条）

納税義務者の性格及び課税客体の性格、また用途等により定められています。申請により課税の適否を決定しますので、詳細は税務課へお問い合わせください。

(7) 課税標準の特例（地方税法第349条の3、同法附則第15条、旧法附則第64条等）

地方税法第349条の3、同法附則第15条及び旧法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、税負担の軽減をはかるため、課税標準額が減額される特例が認められています。課税標準額の特例が適用される主な償却資産は発電・送電設備や公害の発生を抑止、もしくは著しく減少される機能を有する機械及びその他の生産設備等が対象となっています。

課税標準の特例適用には申告書の提出が必要です。詳細は以下の市ホームページをご確認ください。



〈新城市ホームページ〉

3. 税額等の算出について

(1) 評価額の算出

申告していただいた資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$ = 取得価額 × A	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ = 前年度評価額 × B

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で7ページ〈減価残存率表〉のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で7ページ〈減価残存率表〉のB欄の率です。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉

耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

(2) 税額の算出

償却資産課税台帳の登録価額（課税標準額）に税率（100分の1.4）を乗じた額です。

税 額 (100円未満切り捨て)	=	課 税 標 準 額 (1,000円未満切り捨て)	×	税 率 (100分の1.4)
---------------------	---	-----------------------------	---	-------------------

4. その他一般的事項

区 分	説 明			
納 税 義 務 者	令和8年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有者です。			
課 税 標 準	令和8年1月1日現在の償却資産の評価額で償却資産課税台帳に登録されたものです。また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。			
閲 覧 ・ 縦 覧	償却資産申告書により評価額が決定されますと 4月1日から5月31日まで 税務課にて納税義務者に対し、課税台帳を閲覧に供します。また、土地及び家屋につきましては縦覧帳簿を縦覧に供します。 (土日祝を除きます。)			
免 税 点	課税標準となるべき額（償却資産の合計額）が 150万円未満 の場合は課税されません。ただし、 申告は必要 です。			
納 期	年税額は原則として <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;"> 1期 5月 2期 7月 3期 12月 4期 翌年2月 </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> の4回に分けて納めていただきます。	{	1期 5月 2期 7月 3期 12月 4期 翌年2月	}
{	1期 5月 2期 7月 3期 12月 4期 翌年2月	}		

5. 償却資産申告書へのマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について

個人番号を記載した申告書をご提出の場合は、下記の書類が必要となります。

記

- ① 番号確認 ➡ 個人番号カードまたは個人番号が記載された住民票のどちらか1点
- ② 提出者の身元確認 ➡ 下表②欄を参考にしてください。
- ③ 代理権限確認 ➡ 下表③欄を参考にしてください。

提出者	②		③
	本人確認書類（顔写真あり）いずれか1点	本人確認書類（顔写真なし）いずれか2点	代理権限確認
所有者本人	個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、特別永住者証明書、在留カード等	年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、社員証、学生証、資格証明書等	不要
税理士等	税理士証票、社員税理士または所属税理士の税理士証票等		税務代理権限証書
上記以外の代理人	個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、特別永住者証明書、在留カード等	年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、社員証、学生証、資格証明書等	委任状（原本）、戸籍謄本（法定代理人の場合）等

6. 実地調査、国税資料の閲覧について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、新城市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

7. 過年度への遡及等について

申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（7ページ「4. その他一般的事項」参照）とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

償却資産申告書の記入例

1～2 住所・氏名

住所、氏名及び電話番号等を必ず記入して下さい。

3 地方税法及び地方税法施行令の規定に基づき個人番号又は法人番号を記入して下さい

4 事業種目

事業の内容を具体的に記入して下さい。
また法人である場合は、資本等の金額も記入して下さい。

5 事業開始年月

事業を開始した年月及び法人設立年月を記入して下さい。

令和8年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印
令和 8年 1月 17日

所 有 者	1 <small>(ふりがな)</small> 住所	〒441-1392 しんしろ しあざひがしいりふね 新城市字東入船115 <small>(電話 0536-23-1111)</small>	3 個人番号又は法人番号	1234567890123
	2 <small>(ふりがな)</small> 氏名	しんしろ 新城 代表取締役 新城太郎 <small>(屋号)</small>	4 事業種目 <small>(資本等の金額)</small>	小売業 (500 百万円)
	5 事業開始年月	昭和 51 年 10 月	6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名	総務部経理課 新城次郎 <small>(電話 0536-23-1111)</small>
	7 税理士等の 氏名	名古屋 一郎 <small>(電話 052-111-111)</small>		

資産の種類	取得価額				計 ((イ)-(ロ)+(ハ))	15 市(区)町村 内における 事業所等資 産の所在地	① 新 ----- ② ----- ③
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ))			
1 構築物	3,000,000			3,000,000	16 借用資産 (有・無)	貸主の名 新	
2 機械及び装置	81,300,000			81,300,000			
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品	785,000	195,000	1,400,000	1,990,000			
7 合計	85,085,000	195,000	1,400,000	86,290,000			

資産の種類	※ 評価額 (イ)	※ 決定価額 (ハ)	※ 課税標準額 (ホ)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

17 事業所用家屋

18 備考(添付書類等)
以下の項目にあてはまる場合は記入又は○で開んでください。
・転出・廃業・解散等 (年 月 日)
・前年中資産増減なし
・該当資産なし

※評価額・決定価額・課税標準額は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

◎ 住所、氏名及び取得価額（前年前に取得したもの(イ)）は、昨年度に基づいて印字しています。

◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、欄内に正しい内容を記入して下さい、

8～14

該当する方を○で囲んで下さい。

15 市内における事業所等資産の所在地

事業所等資産の所在地が1か所のみであり、その所在地が「1住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、記入の必要はありません。

太陽光発電設備を設置した場合は、必ず設置場所を記入して下さい。

16 借用資産

借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入して下さい。

17 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んで下さい。

18 備考

次のような事項を記入して下さい。

- 1 添付した書類の名称。
- 2 前年中に資産の所在地、所有者の住所、氏名又は名称等に異動等があった場合には異動年月日、旧住所、氏名等。
- 3 納税管理人を定めている場合は、その者の住所及び氏名。
- 4 その他参考となる事項。

取得価額

- (イ) 前年前に取得したもの
打ち出されている取得価額は、前年度申告書の取得価額の合計です。(新規を除く。)
- (ロ) 前年中に減少したもの
令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入して下さい。
- (ハ) 前年中に増加したもの
令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産の取得価額の合計を種類別に記入して下さい。
- ※申告もれや、移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ハ)に記入して下さい。

第二十六号様式 (提出用)

所有者コード		0800015	
8	短縮耐用年数の承認	有	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
9	増加償却の届出	有	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
10	非課税該当資産	有	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
11	課税標準の特例	有	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
12	特別償却又は圧縮記帳	有	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
13	税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 定額法	
14	青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無

城市富沢600番地

称・電話番号等

城リース(株)

新城市城北三丁目100番地

の所有区分 自己所有 借家

種類別明細書の記入例

送付された種類別明細書には、前年度までの申告内容を印字してあります。

- (1) 資産項目を修正する場合…修正する項目を抹消し、その欄内に修正後の内容を記入して下さい。
- (2) 資産が減少した場合…該当資産の「資産の名称等」欄から「課税標準の特例」欄まで抹消して下さい。
- (3) 資産が増加した場合…余白の欄は、資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由は必ず記入して下さい。(増加資産を○で囲んで下さい。)

1 資産の種類

1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具・器具及び備品

2 資産の名称等

資産の名称及び規格等を記入して下さい。20文字以内で、漢字、ひらがな、カタカナ、数字、ハイフン(-)、カンマ(,)、コロン(:)及びカッコ等で記入して下さい。

3 取得年月 年号 3…昭和 4…平成 5…令和

※事務処理の都合上、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月として下さい。

令和 **8**年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)		耐用年数	減価残存率 (ロ)	価	
					年号	年	月	十億	百万				千
01	01		アスファルト ホソウ	1	4	20	05	1	500	000	10	.050	
02	01		コンクリート ホソウ	1	4	24	09	2	000	000	15	.858	
03	02		キカイフ レス	1	4	15	05	1	500	000	10	.050	
04	02		フラットパネルディスプレイ	1	4	20	04	79	800	000	08	.050	3
05	06		ヨビ		4	25	12		195	000	05	.050	
06	06		パソコン	1	4	30	10		590	000	04	.562	
07	06		コピー機	1	5	3	12		1	000	000	05	
08	06		応接セット	1	5	7	07		400	000	08		
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けて下さい。					小 計								

1 …… 明治	2 …… 大正	3 …… 昭和
4 …… 平成	5 …… 令和	

※今年度初めて申告される方は全資産記入して下さい。

取得価額

償却資産を取得するために支出した金額を記入して下さい。取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額です。(運賃、荷役費、運送保険料、関税及びその他その償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む。)

また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については償却資産の評価上認められておりませんので当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入して下さい。

所有者名		1 枚のうち		1 枚目		
(ハ) 額	課税標準の特例 率	コード	課税標準額		増加事由	摘要
			十億	百万		
75,000				75,000	1・2 3・4	
468,197				468,197	1・2 3・4	取得価額 訂正
75,000				75,000	1・2 3・4	
990,000				3,990,000	1・2 3・4	
9,750				9,750	1・2 3・4	R4年7月 廃棄
81,791				81,791	1・2 3・4	
					①・2 3・4	R4年度 申告もれ
					①・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	
					1・2 3・4	

第二十六号様式別表一 (提出用)

増加事由
増加資産を記入した場合は、該当する番号を○で囲んで下さい。
1…新品取得
2…中古品取得
3…移動による受け入れ
4…その他 (摘要欄に理由を記入して下さい。)

耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。
1 中古資産について見積耐用年数を採用している場合は、その耐用年数を記入して下さい。
2 短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入して下さい。(「耐用年数の短縮承認通知書」)の写しを添付して下さい。

摘要
当該資産について、次のような事項を記入して下さい。
1 資産が減少した場合、その年月と理由。
2 課税標準の特例がある資産について、その適用条項。(例：法第349条の3第1項)
3 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示。

太陽光発電設備に係る償却資産の申告について

1 太陽光発電設備について申告が必要となる方

設置者	発電出力 10キロワット以上	発電出力 10キロワット未満
法人 個人事業主	事業用資産となりますので、 申告が必要 です。	事業用資産となりますので、 申告が必要 です。

※事業用資産の発電設備は、余剰売電・全量売電に関わらず申告対象です。

※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は、17年となります。

2 太陽光発電設備の課税標準の特例について

太陽光発電設備の中でも一定の要件を満たす設備には、下記のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。税制改正に伴い、設備によって受けられる特例が異なります。

軽減の内容	1	2
根拠法令	地方税法附則 第15条第25項第1号イ	地方税法附則 第15条第25項第3号イ
対象資産	自家消費型太陽光発電設備	
出力	1,000kw未満	1,000kw以上
取得時期	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
固定価格買取制度の認定	認定を受けたものは特例不可	
再生可能エネルギー事業者 支援事業に係る補助	補助を受けていることが特例の適用に必要	
特例割合	最初の3年度分 各年度の課税標準額2/3	最初の3年度分 各年度の課税標準額3/4

3 提出書類

一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

※種類別明細書に特例適用であることを該当資産の摘要欄に記載（適用条項）してください。

特例に該当する資産は、種類別明細書の摘要欄に根拠法令を記載してください。

(例：法第15条第25項第1号イ)

本人確認書類貼付台紙

番号確認書類貼付欄

次のいずれか1点のコピーを貼付してください。
個人番号カード（裏）・個人番号記載の住民票

貼付

身元確認書類貼付欄

次のいずれか1点のコピーを貼付してください。
個人番号カード（表）・運転免許証・旅券ほか
顔写真付きの身分証明書など

※上記の書類がない場合は、以下の書類からいずれか2点の写しを貼付してください。

年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書社員証、
学生証、資格証明書等

貼付

委任状

愛知県新城市長 宛

令和 年 月 日

窓口に来る人 (代理人)	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
委任者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> その他 ()	

私は、上記の者を代理人と定め、償却資産の申告書の提出を委任します。

委任した人	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	(印)

※提出の際は、代理人の方の本人確認を行います。

※本人または法人であって代表者の自署でない場合のみ押印が必要です。